

2025年1月10日

各位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日本郵船株式会社
代表取締役社長 曾我 貴也

東京都品川区東品川四丁目12番4号
郵船ロジスティクスグローバルマネジメント株式会社
代表取締役社長 原田 浩起

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号に定める書面)

日本郵船株式会社（以下「NYK」といいます。）と郵船ロジスティクスグローバルマネジメント株式会社（以下「YLGM」といいます。）は、2025年1月10日を効力発生日として、NYKを吸収分割会社、YLGMを吸収分割承継会社として、NYKが保有する郵船ロジスティクス株式会社の全株式をYLGMに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割について、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び第201条の定めにより、下記の書類を備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025年1月10日

2. 吸収分割会社（NYK）における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者異議手続の経過

(1) 株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当することから、同法第784条の2ただし書に基づき株主による差止請求は認められておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当することから、同法785条第1項第2号により、同条に規定する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求

NYKは、新株予約権を発行していないため、会社法第787条に規定する手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

本吸収分割に関連して、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に該当する債権者は存在しないため、同条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社（YLGM）における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者異議手続の経過

(1) 株主の差止請求

会社法第 796 条の 2 の規定により本吸収分割の差止請求を行った YLGM の株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

NYK は、YLGM の特別支配会社でありかつ唯一の株主であるため、会社法第 797 条に規定する手続は実施しておりません。

(3) 債権者の異議

YLGM は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 11 月 18 日付の官報公告及び電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割承継会社（YLGM）が吸収分割会社（NYK）から承継した重要な権利義務に関する事項

YLGM は、NYK との間で締結した吸収分割契約書に基づき、効力発生日である 2025 年 1 月 10 日をもって、同契約書第 2 条第 1 項に定める NYK の保有する郵船ロジスティクス株式会社の全株式（普通株式 42,220,800 株）を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日

2025 年 1 月 10 日付で本吸収分割に係る変更登記申請を行いました。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上